

2019.04.01

## PL レポート(製品安全) <2019 No.1>

■「PL レポート(製品安全)」は原則として毎月第1営業日に発行。製造物責任(Product Liability: PL)や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○関連法規・規格に適合していたにも関わらず製品事故が発生した事案の事故分析が相次いで公表  
(2019年2月14日 東京都商品等安全対策協議会

2019年2月28日 独立行政法人製品評価技術基盤機構)

製品の関連法規・規格に適合していたものの、製品事故が発生した電気ポット及び電気配線・充電ケーブルに関して、東京都商品等安全対策協議会及び独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)が、それぞれ事故分析と注意喚起のプレスリリースを相次いで発表しました。

| 製品名    | 事故内容        | 事故原因                                              | 関連法規・規格等                                              |
|--------|-------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 電気ポット  | 湯・蒸気に触れたやけど | ・衝突による電気ポットの転倒<br>・コードのひっかけによる電気ポットの転倒<br>・蒸気への接触 | ・電気用品安全法<br>・JIS C 9213<br>・JIS C 9335-2-15<br>・S マーク |
| 電気配線   | 断線・短絡・発熱・火災 | ・トラッキング<br>・繰り返しの屈曲<br>・消費電力オーバー                  | 電気用品安全法                                               |
| 充電ケーブル | 断線・短絡・発熱・発煙 | ・コネクタ異物<br>・コネクタ変形<br>・屈曲、引張り荷重負荷                 | USB インプリメンターズ・フォーラム(USB-IF) 規格                        |

今回の発表は、「法令や規格の遵守＝安全性の保証」ではないことを如実に示しているものといえます。

過去の判例(鹿児島地方裁判所 平成20年5月20日判決)でも、カプセルトイ(球状のプラスチック容器のカプセルに玩具が入ったもの)で遊んでいた幼児(2歳10か月)が、誤飲して窒息した事案で、「業界の安全基準を満たしていても安全とは言えない」ことが指摘されています。

また、製造物責任法制定の際、当時の通産省の見解として、行政上の安全規制は、製造物の製造販売に際して充足すべき最低基準を定めた取締規定であり、安全規制に適合していても、事故が発生させた場合は、メーカーに損害賠償責任が認められることはあり得ると指摘しています(通商産業省産業政策局消費経済課編「製造物責任法の解説」(財団法人通商産業調査会)102頁)。

事業者としては、法令や規格の遵守はもちろんのこと、さまざまな使用環境や誤使用も含めた使用方法をも想定し、製品の安全性を担保していくリスクアセスメントの重要性を改めて認識する必要があるといえます。

出所：東京都商品等安全対策協議会「子供に対する電気ポットの安全対策」

[https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/h30/30-4\\_report.html](https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/h30/30-4_report.html)

NITE「誤った使い方が火災の導火線に！～配線器具や充電ケーブルで火災、やけどが発生～」

<https://www.nite.go.jp/data/000097168.pdf>

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

## ○欧州委員会が製品安全表彰の実施を発表

(2019 年 2 月 25 日 欧州委員会)

欧州委員会 (European Commission : EC) は 2 月 25 日、製品安全に関する優れた企業を表彰する製品安全表彰を実施すると発表しました。

本表彰はインターネット通販と育児用品の 2 つのカテゴリについて行われ、中小企業と大企業からそれぞれ 3 社、計 12 企業を表彰するとしています。

対象となる企業は、以下の通り。

### 1) インターネット通販

食品を除く商品を扱っている以下の企業

- ・自社製品をインターネットで販売している企業
- ・インターネット小売企業
- ・インターネットショッピングモールの運営企業

### 2) 育児用品

玩具、化粧品、および食品を除く育児用品を扱っている以下の企業

- ・乳児または幼児用の育児用品を設計・製造している企業
- ・上記育児用品の流通企業

表彰企業は、各国の市場監視当局者による候補企業の選定を経て、EU の当局者および NGO、産業界・学界の代表者等から構成される審査員による最終審査で決定されます。

また、当該企業の製品安全管理態勢だけでなく、その企業が行っている製品安全に関連する活動の革新性、消費者や子どもの安全確保に対する影響の度合い、他社や他の産業への横展開の可能性の 3 つの観点からも評価を行います。

既に応募の受け付けは開始されており (4 月 7 日締切)、7 月末までに受賞企業が決定し、9 月下旬に表彰式と製品安全のワークショップがブリュッセルで行われる予定です。

EC は表彰企業の事例をウェブサイトや SNS 等で広く共有を図り、また、表彰された企業においては、本製品安全表彰のロゴおよび受賞企業である旨を自社の販促に用いることができます。

日本においても、経済産業省が主催する製品安全対策優良企業表彰が毎年行われていますが、EC の本表彰制度は、近年製品安全上の課題が指摘されるインターネット通販と、従来より製品事故が継続的に発生している育児用品に対象を絞って行われているのが特徴的といえ、EC がこの分野に注力していることが見て取れます。

また、評価の観点として、製品安全管理態勢やその活動のみならず、活動の革新性や他社・他産業への横展開の可能性を強調しており、優良企業の活動をベストプラクティスとして欧州域内に広げ、当該分野における製品安全の向上を図りたいという意図が伺えます。

出所：EC のプレスリリース

[https://ec.europa.eu/product-safety-award/new-eu-award-to-celebrate-product-safety-champions\\_en.htm](https://ec.europa.eu/product-safety-award/new-eu-award-to-celebrate-product-safety-champions_en.htm)

## ○安全規格不適合のベビーカーを販売した事業者に罰金

(2019 年 2 月 27 日 オーストラリア競争・消費者委員会)

オーストラリア競争・消費者委員会 (Australian Competition & Consumer Commission : ACCC、以下「同委員会」) は 2 月 27 日、安全性が確保されていない三輪車兼用ベビーカー (”convertible stroller”) を販売していた 2 事業者が、それぞれ 37,800 豪ドル (約 300 万円) および 25,200 豪ドル (約 200 万円) の罰金の支払いに応じたことを公表しました。

両事業者が同委員会に提出した執行合意 (”court enforceable undertaking”) によれば、1 社は 2014 年 10 月から 2018 年 5 月、もう 1 社は 2015 年 5 月から 2018 年 6 月の期間において、ベビーカーの強制安全規格に不適合な製品を販売していたこと、不適合であるにもかかわらず適合している旨の表現を用いて販売活動をしていたことなどを認め、対象製品のリコールを実施するとしています。

対象となった製品は、部品を外したり追加したりすることにより、ベビーカーまたは三輪車として使用することが出来る構造になっており、生後 6～9 か月の幼児期から自身でペダルを漕げるように成長するまでの幅広い年齢層を対象にしたものでした。

2019 年 2 月 14 日に、ベビーカーに関わる強制安全規格が改訂され、当該製品にも適用されることになりましたが、それまでは、同委員会において、同規格が準用されるとする見解を示すにとどまるものでした。

本件の特徴は、規格の適用が強制化されていない段階において、同委員会の見解に従わなかった対応を事業者認めさせ、罰金の支払いに応じさせていることです。対象製品が特に危害を受けやすい幼児・子ども向けのものであったとは言え、これまで本レポートでもたびたび紹介してきたとおり、安全性が担保されていない製品を流通させることや、市場に残存させることに対する同国における厳罰化の流れの一環と言えるでしょう。

事業者としては、製品分野に関わらず、同委員会の動きを注視しつつ、自社製品における不適合品の検知時や事故発生の際の対応について適切な態勢を整える必要性が増しているといえます。

出所：同委員会のプレスリリース

<https://www.accc.gov.au/media-release/target-and-baby-bunting-pay-penalties-for-selling-unsafe-convertible-strollers>

## ○中国で「消費品リコール管理規定」がパブリックコメントに付される

(2019 年 2 月 2 日 中国市場監督管理総局)

中国市場監督管理総局 (以下「当局」) は、2019 年 2 月 2 日に、「消費品リコール管理規定 (以下「規定」)」の案を公表しました。

中国ではこれまでに、自動車、玩具、医療機器などの製品種類ごとにリコール関連法規を順次整備するとともに、2016 年 1 月 1 日には「欠陥消費品リコール管理弁法 (以下「弁法」)」を

施行し、リコール対象を消費生活用製品にまで広げました。

しかしながら、当局としては、現行の制度をもってしても、リコール対応が不十分であるとの認識であり、具体的には今回の「規定」公表に際しての起草説明の中で以下の点に言及しています。

- ・現在の「弁法」は規範性が低く、強制力も足りない。対象製品の範囲ももっぱら電子機器や児童用品などがメインとなっており、リコールに関する当局の権限も不足している。
- ・経済規模や技術水準の急激な進展に伴い、設計・製造に起因する製品欠陥の問題が、社会に大きな影響を与えるようになってきている。
- ・これまでのリコール制度では、リコールの割合・数量・頻度も低く、大多数の消費者がリコール制度の拡大や強化を望んでいる。

上記認識のもと、従来の「弁法」に代わる制度として新たに全 34 条からなる「規定」が起案され、このたびパブリックコメントに付されました（コメント受付は 3 月 4 日で終了）。「規定」は 2019 年中に施行される見通しであり、その際、「弁法」は廃止される予定です。

今回の改正案の主な内容は以下の通りです。

(1) 対象製品の範囲 → 対象となる製品の範囲を運用上拡大

| 該当条文      | 内容                                                                                                   |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「弁法」(3 条) | 「消費者が生活を送る上で購入・使用する製品」と定義した上で、運用に際しては、リスクが大きいと考えられる品目（家電製品 9 種類、児童用品 11 種類）を当局にて重点管理（いわゆる「目録管理」：5 条） |
| 「規定」(3 条) | 「生活、学習、事務、休暇等の用途のために販売・提供する製品」と定義し、「目録」は廃止                                                           |

(2) リコールの定義 → 具体的な取り組みの例示を追記

| 該当条文      | 内容                                                           |
|-----------|--------------------------------------------------------------|
| 「弁法」(3 条) | 生産者が、欠陥の存在する製品からリスクを低減・除去する取組                                |
| 「規定」(3 条) | 市場に流通している欠陥製品について、製品の修理・交換、返金、取扱説明書の補筆・修正などを通じて、危険を低減・除去する取組 |

(3) リコールの実施主体 → 「生産者」の定義を拡大

| 該当条文      | 内容                                     |
|-----------|----------------------------------------|
| 「弁法」(3 条) | 中国法に基づき設立され、消費品の生産について合格証明を受けた企業       |
| 「規定」(3 条) | 中国法に基づき設立され、消費品を販売・供給する自然人、法人およびその他の組織 |

## (4) 当局への報告① → 第一報優先を明記

| 該当条文       | 内容                                                                          |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 「弁法」(11 条) | 欠陥の可能性を認識した場合、分析結果を当局に報告し、販売停止等の必要な措置をとる                                    |
| 「規定」(10 条) | 扱う製品が人身傷害や重大な財産損失を引き起こした場合、および重篤な疾病、人身傷害、財産損失を引き起こすおそれを認識した場合、24 時間以内に当局へ報告 |

## (5) 当局への報告② → 欠陥の確認結果を待たずに応急措置を実施

| 該当条文       | 内容                                                 |
|------------|----------------------------------------------------|
| 「弁法」       | (具体的な言及なし)                                         |
| 「規定」(11 条) | 生産者は、製品欠陥の存在の有無が確認できなくとも、リスクの予防低減に有効な措置を講じ、当局に報告する |

## (6) 当局への報告③ → リコール開始後の進捗報告および完了時の報告

| 該当条文       | 内容                                                                             |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 「弁法」       | (具体的な言及なし)                                                                     |
| 「規定」(23 条) | 生産者は、リコールの開始後 3 か月ごとに進捗状況を当局へ報告するとともに、リコールの完了後は総括報告を行う。総括報告の提出期限は 2 年を超えてはならない |

## (7) 当局への報告④ → アフターリコール対応に関する当局への追加報告

| 該当条文       | 内容                                                                                                         |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「弁法」       | (具体的な言及なし)                                                                                                 |
| 「規定」(23 条) | 製造者は、リコールの開始後に、消費者から事故発生や同種不具合のクレームを受けた場合は、直ちに調査分析を行い、危険を低減・除去するための有効な措置を講じた上で、リコールプランを届け出た当局に報告しなければならない。 |

## (8) 罰則規定の追加 : 最高 3 万円の罰金

| 該当条文 | 内容                                                                |
|------|-------------------------------------------------------------------|
| 「弁法」 | (具体的な言及なし)                                                        |
| 「規定」 | 当局への報告を怠った場合、リコール対応を適切に実施しなかった場合、リコールを隠ぺいした場合などは、最高で 3 万円以下の罰金を科す |

前記の通り、今回の改正案では、

- ・対象範囲の見直し（リコール実施主体の拡大、対象製品の拡大）
- ・報告義務の強化（速やかな第一報、進捗報告・再報告、完了報告の実施）
- ・事業者としての対応事項の明確化（是正措置の例示、応急措置の実施）
- ・罰則の新設

の4点が主なポイントとなっています。

前述の通り、中国では特定の製品についてはすでにリコールに関する規制が存在しており（食品、医薬品、タバコ、航空機、船舶、自動車、特殊設備、花火など。これらは今回の「規定」の対象外）、今回の「規定」への改正をもって、中国内で販売されるほぼ全ての製品がリコール制度の対象となることになります。またリコールの実施主体も、メーカーだけでなく販売業者にも拡大されています。

内容的には、生産者が製品事故の発生、またはその恐れを認識した場合、欠陥の有無の判断を待たず直ちに当局へ報告するとともに、リスクの予防低減に有効な応急措置を講じるよう求めるなど、被害の未然防止や拡大防止を重視したものとなっていることが注目されます。その他も含め報告義務が多岐にわたっていることや、罰則規定が新たに設けられるなど、総じて我が国のリコール制度よりも厳格な内容になっています。

リコール制度を巡っては、米豪を中心に規制強化が進んでいますが、今回の中国での動きもこうした世界的な消費者保護強化の流れを汲んだものといえます。自社製品のグローバル展開を行っている事業者としては、関係国における規制当局の動向を常にウオッチするとともに、自社のリコール対策が各国の規制に適合しているかどうかを定期的に検証することが大切となります。

出所：中華人民共和国司法部 中国政府法制信息网

「消費品リコール管理規定案」（原文：消費品召回管理规定／征求意见稿）

[http://www.moj.gov.cn/news/content/2019-03/01/zlk\\_229201.html](http://www.moj.gov.cn/news/content/2019-03/01/zlk_229201.html)

以上

文責：リスクマネジメント第三部 製品安全グループ

## MS &amp; AD インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

## 【製品安全／PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全／PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

## PL Masterメニュー

## I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

## II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

## III. 製造物責任防衛(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

## IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

## V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & AD インターリスク総研 リスクマネジメント第三部製品安全グループ (TEL. 03-5296-8974)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。  
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & AD インターリスク総研 2019